

議第42号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「31円30銭」を「29円20銭」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。